

開催年月日 令和元年12月11日(水)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 保健福祉部長 橋本 彰人
 福祉局長 植村 豊
 地域福祉課保護担当課長 雨塚 康白
 施設運営指導課長 山本 厚志

質問内容	答弁内容
<p>一 北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案について (一) 現行無料低額宿泊所の定義および設備・運営基準、設置状況について 新たな条例を設置されるということでありましてけれども、現行の無料低額宿泊所の定義および設備・運営基準、設置状況について、明らかにしてください。</p> <p>(二) 条例化による変更について 今回、条例化となりますけれども、条例化によって変更となる事項があれば明らかにしてください。</p> <p>(三) 無届施設の数について 非常災害対策等と事前の届出等ということでありました。届出をしていない施設が相当数あるだろうと思われまして。このような無届の施設について、道が把握しているところがあるのか、あるなら何箇所か伺います。 実際には、まだ把握しきれていない宿泊所も相当</p>	<p>【施設運営指導課長】 無料低額宿泊所の定義などについてであります。無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づき、生計困難者に無料又は低額な料金で宿泊利用させる施設とされており、設備、運営等に関する基準については、これまでは国の指針において、建築基準法等の各法の規定を順守し、居室等については、原則個室とし一居室あたりの面積や談話室などを整備すること等が規定されているほか、職員については、施設長のほか必要な職員数を配置することや、施設長の要件等が規定されております。 なお、現在、道内において無料低額宿泊所として届出がなされているのは、政令市、中核市を除き、北見市の2施設となっております。</p> <p>【施設運営指導課長】 条例の規定などについてであります。今般の社会福祉法等の改正では、利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保することを目的として、社会福祉法人以外の者がこの宿泊事業を行う場合には、事前に届出を行うことが新たに規定されたほか、都道府県条例において国の基準省令を踏まえ、設備・運営に関する基準を盛り込むこととされております。 道では、社会福祉審議会分科会のご意見なども踏まえ、設備・運営に関する基準を法定の最低基準とし、また、独自の基準として地震等の自然災害を想定した非常災害対策を盛り込んだところでございます。 この度の法改正等により設備や運営の基準が指針から強制力のある条例に盛り込まれることから、基準を満たさない事業所に対する改善命令が新たに創設され、施設の適切な運営の確保に向け、法令等が整備されたところであります。</p> <p>【施設運営指導課長】 届出のない施設についてであります。平成30年1月末現在で道が行った調査では、生活保護受給者が2人以上利用し住宅の提供以外に何らかの料金を徴収しているが、社会福祉各法に法的位置づけのない施設は、政令市、中核市を除き53施設が確認されました。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>あつて、今後把握していくことが必要だと思いますけど、この点についても合わせて伺います。</p> <p>現在でも法律はありますし、事後ですけれども届出はしなくてはいけないということになっていますけれども、ただいまの答弁で53か所、既に無届の施設があるということでもあります。</p> <p>（四）無届施設を把握する方法等について</p> <p>いわゆる貧困ビジネスと言われるような悪質な宿泊所、火災なども起こして重大な社会問題にもなりました。そういったところは例外なく無届だと思われれます。仮に無届で営業していることを行政が把握して、届出をするように勧奨しても届出は容易に行われまいだろうと思われれます。</p> <p>まず、無届で営業している宿泊所を把握するために、今後どのような方法を検討していますか。</p> <p>把握した場合に、どうやって届出をさせますか、お考えをうかがいます。</p> <p>市町村との連携ということでもありますので、是非道も積極的に役割を果たしていただきたいと思います。</p> <p>（五）無届施設が届出をすることによって受ける変更について</p> <p>無届の施設が、条例化による届出の勧奨を受けることなどによって、届出をした場合に扱いの変更を受けることが何かありますか。この点について伺います。</p> <p>今ありましたように、無届であっても監査の対象であるということですから、これまで何度も事件があつて、火災等も起きたりしましたけれども、是非厳しい監査が必要だということをお願いしたいと思います。</p>	<p>当時これらは、いずれも無料低額宿泊所等には該当しない施設とされましたが、今般の法改正及び条例の施行を控え、現在、改めて現状の把握を行っているところであります。</p> <p>【施設運営指導課長】</p> <p>無料低額宿泊所の届出などについてであります。無料低額宿泊所において、利用者の自立を助長し適切な支援環境を確保するためには、必要な届出を行っていただくことが大変重要と考えております。</p> <p>そのため、市町村と十分な連携を図り当該施設の把握に努めるとともに、研修や会議等の場を活用するなどいたしまして、条例の内容等を事業者等へ周知徹底し、適切な運営が確保されるよう、速やかな届出について勧奨してまいりたいと考えております。</p> <p>【施設運営指導課長】</p> <p>無料低額宿泊所についてであります。無料低額宿泊所の事業範囲については、条例第3条により、入居者は生計困難者に限定されていること、あるいは入居者の概ね50パーセント以上が生活保護受給者であり、入居者に対し有償でサービスを提供していること等が規定されております。</p> <p>この規定により届出義務が生じる事業所にあつては、届出を行うことにより、法定の無料低額宿泊所として社会的信用が得られることや、現在、国で検討している、新たな日常生活上の支援制度における、「日常生活支援住居施設」として認定されることも想定されております。</p> <p>なお、無届であっても無料低額宿泊所に該当する場合は、社会福祉法第70条の規定に基づき、社会福祉事業者として適切な運営を確保するため、運営指導監査の対象とされております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(六) 今後の日常生活上の支援をする仕組みについて</p> <p>今後、日常生活支援住居施設として、国の制度として、認定されるということもあり得るということであり、国の新たな仕組みですが、この仕組みはどのような制度と承知されていますか。</p> <p>只今の答弁で、今後、国の新たな制度の中では、福祉事務所に委託した支援になることがあるということであり、日常生活上の支援が委託によって行われるということは、委託費が支払われると、これが非常に重要なことだと思います。道内には2か所しかない、委託費などはないわけですから、単なる住居とはまた別に、日常生活上の支援のサービスを行っているもの、そうすると、なかなか事業費を工面するというは大変なんだということで、それでは、道内にはたった2か所しかない、そういうことではないのかと思いますが、新たな国の制度の下で、委託費が支払われるということになると、その入居施設の運営状況は今までよりも良くなるのではないかというふうに考えられます。</p> <p>そこで、道が作る施設ではなくて、あくまでも民間が作ってそこに委託するという仕組みではありませんけれども、委託費が出るという仕組みを活用して、増設されるべきだと考えます。私は、無料低額宿泊所というのは、道内たった2か所しかない、その2か所というのも、北見市内に2か所、市町村でいうと道内に一つの市町村にしかない、そういうところが一番の大きな問題であると考えます。道内で北見市の2か所だけでは救われない、せつかくの制度が活かされないのではないかと、そのように思います。</p> <p>(六) - (再) 今後の日常生活上の支援をする仕組みについて</p> <p>今後のこととなりますが、委託費が出るようになれば、是非その制度も活用して、道内で増えていくようにすべきだと考えますが如何ですか、ご見解を伺います。</p>	<p>【地域福祉課保護担当課長】</p> <p>新たな日常生活上の支援制度についてであります、この制度は、昨年生活保護法の改正により、単独での居住が困難と認められる生活保護受給者に対し、本人の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、福祉事務所が委託した無料低額宿泊所等において、食事の提供や金銭管理などの日常生活上の支援を行うものであり、その実施に当たっては、都道府県知事等が無料低額宿泊所等を「日常生活支援住居施設」と認定する必要があります。</p> <p>現在、来年度の施行に向け国において、当該施設における支援内容や実施に必要な要件に関する具体的基準等について、検討しているものと承知しております。</p> <p>【福祉局長】</p> <p>無料低額宿泊所についてでございますが、生計困難な方々が住居を確保し、自立した生活を送るためには、心身の状況や各自の希望に応じたサービス提供を行う無料低額宿泊所の役割が大変重要であると考えているところでございます。</p> <p>そのため、現在改めて現状の把握に努めているところであり、この調査結果なども踏まえ、いわゆる無届施設に対し、条例の内容等を丁寧に説明し、無料低額宿泊所の届出の勧奨をしっかりと行いながら、利用者に対する適切な支援環境の確保に向け取</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>届出の勧奨をするということで、現状既は無届だけれどもサービスを行っているところに届出をしてもらうということは、大変結構なことだと思います。</p> <p>しかし、そもそも道内に2か所しかない、市町村でいうと1か所しかない、だから増やすべきなんだという考えをまず持って、その上で勧奨していただき、新たな届出が増えていくように、新たな設置場所が増えていくように進めて行っていただきたいと思います。</p> <p>(七) 今後の取組について</p> <p>新たな制度の下で、生活困窮者、とりわけ住まいを失っている方の生活支援を強めなくてはならないということで、この辺の道としての取組状況についてお示してください。</p> <p>是非とも、適切な支援ということで進めていただきたいと思いますし、無料低額宿泊所が、道内何か所かに出来ると、あちこちに出来るということを進められる必要があると思いますので、是非そのような取組をお願いしたいと思います。</p>	<p>り組んでまいる考えでございます。</p> <p>【保健福祉部長】</p> <p>今後の取組についてでございますが、このたびの社会福祉法等の改正によりまして、無料低額宿泊所の人員や設備の基準などが明確にされましたことから、私どもも市町村と十分に連携を図りながら、条例の内容等につきまして、事業者等に丁寧に行いますとともに、届出が適切になされるよう働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p>また、道ではこれまで、一時生活支援事業を活用いたしまして、生活に困窮し住居確保が困難な方々に対しまして、安定した住居の確保に向けて、一定期間、宿泊場所や衣食を提供するといった取組を行ってきたところでございますが、今後は更に、国で検討しております無料低額宿泊所等を活用した生活保護受給者に対する日常生活支援の新たな制度の検討状況も見極めながら、こうした方々が、安心して地域で自立した生活ができますよう適切な支援に取り組んでまいります。</p>

